

保護具着用管理責任者教育

開催のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質に係るリスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場においては、「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられました（令和6年4月1日施行）。

当該責任者は「保護具に関する知識及び経験を有する者」（最終頁参照）から選任することとされていますが、この場合でも本教育を受講することが望ましいとされています。

当協会では、標記の教育を下記により開催いたしますので、保護具着用管理責任者に特段のご配慮をくださいますようお願い申し上げます。

記

1 講習の日時・場所・定員

- (1) 開催日時 **令和8年6月24日(水)** 午前9時10分からの受付となります
(2) 会場 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2-12-10
(3) 定員 80名

2 受講料及びテキスト代（消費税を含む）

(1) 受講料

更埴及び各地区労働基準協会 会 員 事業場	1名	10,000円(+消費税1,000円)	計11,000円
上記以外の事業場 (非会員事業場)	1名	11,000円(+消費税1,100円)	計12,100円

(2) テキスト代

「保護具着用管理責任者ハンドブック」	1冊	1,200円(+消費税120円)	計1,320円
--------------------	----	------------------	---------

3 受講の申込方法

受講を希望される方は別紙「受講申込書」に記入のうえ、FAXにてお申込みください。持参も可。
6月10日(水)までに提出してください。

〒388-8007 (一社) 更埴労働基準協会 長野市篠ノ井布施高田96
TEL 026-292-0400 FAX 026-293-0403

受講料及びテキスト代はお振込み又は持参となります。

お振込み先 八十二長野銀行 篠ノ井 (普通) 440393 (一社) 更埴労働基準協会

但し、申込み期間内であっても、定員に達した場合は受付けを締め切りますのでご了承下さい。

4 講習カリキュラム

月日	講習科目	時間	講師
6/24	オリエンテーション	9:25～	杉崎労働衛生コンサルタント事務所 杉崎 勝明 氏
	関係法令	9:30～10:00	
	保護具着用管理	10:00～10:30	
	保護具に関する知識	10:30～12:00 13:00～14:30	
	昼食・休憩	12:00～13:00	
	労働災害の防止に関する知識	14:30～15:30	
	【実技】保護具の使用方法等	15:30～16:30	
	修了式	16:30～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、修了した方に、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 申込み受付後の取消し、変更等 6月17日(水) までをお願いします。その後の取消し及び講習会当日の欠席者には原則としてテキストをお渡しし受講料は返還いたしませんのでご了承下さい。
- (2) 講習当日は、受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。
- (3) 自社で使用している呼吸用保護具(防じん・防毒マスク等)を必ずご持参ください。
※ 実技の講習科目で使用します。

保護具着用管理責任者教育 受講申込書

令和8年6月24日

ふりがな		協会	受講No.
氏名		更埴	※
生年月日	昭和・平成 年 月 日		
現住所	〒 -	本人連絡先（携帯等）	

上記のとおり申し込みます。
令和 年 月 日

事業場所在地
〒 -

事業場名
TEL () -

事業主氏名

担当者名

一般社団法人更埴労働基準協会長 殿

受講料 会員 11,000 円 テキスト代 1,320 円 合計 12,320 円

非会員 12,100 円 " 1,320 円 合計 13,420 円

【個人情報について】

ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用いたしません。

◆受講票は切り離さず、受講者氏名を記入してお申し込みください

保護具着用管理責任者教育 受講票

協会	受講No.	受講者氏名	講習月日 6月24日(水)
更埴	※		講習場所 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉 2-12-10

- ◇受付 9時10分からです。
- ◇テキストは当日配布します。
- ◇自社で使用している呼吸用保護具（粉じん・防毒マスク等）を必ずご持参ください。

6月24日(水)

千曲市総合観光会館建物内の駐車場は使用できません。必ず建物の向かい側の駐車場を使用してください。

◇当日、遅れる・欠席等の緊急の連絡先 090-9209-5586

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者
(令和4年5月31日付け 基発0531第9号)

- ① 下記に定める化学物質専門家または作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ② 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ③ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ④ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者(作業主任者)
- ⑤ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者の他、安全衛生推進者の選任要件を満たす者

「化学物質管理専門家」には、次に掲げる者が含まれること。

- ① 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)で5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有する者
- ② 衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、8年以上衛生工学衛生管理者の業務に従事した経験を有する者
- ③ 作業環境測定士で、6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者
- ④ 労働安全コンサルタント(化学)で5年以上化学物質に係る労働安全コンサルタント業務に従事した経験を有する者
- ⑤ (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されている者
- ⑥ (公社)日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会(IOHA)の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
- ⑦ (公社)日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
- ⑧ 衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(試験区分:労働衛生工学)に合格した者に限る。)に選任された者で、5年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

「作業環境管理専門家」には、次に掲げる者が含まれること。

- I 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- II 労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)又は労働安全コンサルタント(化学)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
- III 6年以上、衛生工学衛生管理者としてその業務に従事した経験を有する者
- IV 衛生管理士(労働衛生コンサルタント試験(労働衛生工学)に合格した者に限る。)に選任され、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者
- V 6年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者
- VI 4年以上、作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有する者であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち、同協会が化学物質管理専門家の業務実施に当たり、受講することが適当と定めたものをすべて修了した者
- VII オキュペイショナルハイジニスト資格又はそれと同等の外国の資格を有する者